

公 募 公 告

次のとおり公告します。

1. 公募に付する事項

ＥＴＣカードの利用に関する契約

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
- (3) 外務省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成２８・２９・３０年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」「Ｄ」何れかの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

3. 参加申込書の提出期限及び場所

参加を希望する者は、別紙仕様書の内容を確認の上、仕様を満たす場合には、提出期限までに申込書等必要書類を提出すること。

(1) 申込先

〒１００－８９１９

東京都千代田区霞が関二丁目２番１号

外務省大臣官房会計課管理室（北庁舎２Ｆ２１７号室）担当：和田

電 話：０３－３５８０－３３１１（内線３６２１）

(2) 提出期限

平成２９年３月９日（木）１７：００まで

(3) 受付時間

平日９：３０から１２：３０、１３：３０から１７：００まで

(4) 提出書類

応募申込書、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、業務履行保証書

4. 契約者の決定

(1) 申込者が１者の場合

当省の仕様に合致している場合は、即時決定する。

(2) 申込者が２者以上の場合

抽選により１者に決定する。

以上公告する。

平成２９年２月１６日

支出負担行為担当官

外務省大臣官房会計課長 志水 史雄

仕 様 書

1. 期 間： 平成29年4月1日～平成30年3月31日

2. 特殊な技術及び設備の条件：

- (1) 発注者の所有する51台の車両を対象として、51枚の発注者名義のETCカードを発行出来ること。
- (2) クレジットカードを発行しないETCカードとすること。
- (3) ETCカードは、高速道路各社の指定する道路において使用できること。
- (4) 発注者はETCカード使用により生じた利用料金をカード会社に支払うものとする。
- (5) 利用料金を1ヶ月分とりまとめ請求書により請求できること。
- (6) 各車両毎に利用明細の発行が可能であること。
- (7) 平成30年3月分の請求書は、平成30年4月20日までに発行できること。
- (8) 入会手続きにかかる費用及び年会費は無料であること。

以 上

応 募 申 込 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
外務省大臣官房会計課長殿

住 所

会 社 名	印
(団体名)	
代表者氏名	印

当社は、外務省が行うETCカード利用に関する契約についての契約先となることを希望します。

以 上

業務履行保証書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
外務省大臣官房会計課長殿

住 所

会 社 名
(団体名)
代表者氏名

印

印

当社は、外務省が行うＥＴＣカード利用に関する契約について、仕様書に記載されたとおり業務を遂行することを保証します。

以 上